

茨木市母子健康手帳交付要綱

茨木市母子健康手帳交付要綱（平成9年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に基づく母子健康手帳の交付について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 母子健康手帳の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出（第3において「届出」という。）をした者とする。

(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（交付の時期）

第3 母子健康手帳の交付は、届出の日以降に行う。

（再交付）

第4 母子健康手帳の再交付は、記録に係る面に記載すべき余白が無くなった場合又は紛失し、若しくは著しく損傷した場合で、交付を受けた者又はその家族からの申出があったときに行う。

（その他）

第5 この要綱に定めるもののほか、母子健康手帳の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から実施する。